

遠政の所領鹿島郡能登島東方に治田家政代の濫妨を停め、下地を遠政代に付す。

【天野文書】

三八七

天野安藝三郎遠政所領能登嶋東方地頭職事、任御施行員被先日打渡之處、治田孫次郎家政代、率數多人勢、致濫妨之間、莅當所退于彼輩、遠政代重打渡畢、仍狀如件。

觀應二年七月廿四日

藤原朝房 在判
紀 朝久 在判

八月十二日。足利尊氏、能登の士得江石王丸をして、北國に潜入せる足利直義を討伐せしむ。

【得江文書】

三八八

(足利直義)
高倉禪門、没落北國了。早同心之輩、相共可致忠節之狀如件。

觀應二年八月十二日

得江石王丸

(足利尊氏)
在判

八月廿九日。足利尊氏、同直義を討たんとして

近江に至り、能登の士得田素章をして忠節を致さしむ。

【得田文書】

三八九

爲北國退治、所發向江州也。早同心之輩、相共可致忠節之狀如件。

觀應二年八月廿九日

得田次郎左衛門入道殿
(素章)

(足利尊氏)
在判

八月。能登の士得江石王丸代長野光信、足利義詮及び尊氏の發向に従ひ、その著到を報す。

【得江文書】

三九〇

得江石王丸代長野左衛門四郎光信

右去月廿九日夜、鎌倉殿依御發向播州、御出東寺之間、御共仕候訖。次同八月十八日、兩御所御下向江州之間、令供奉訖。仍著到如件。

觀應二年八月 日

承 了 在判

(證判は桃井義綱なるべし。)

九月廿二日。足利尊氏、石川郡大乘寺に敵徒退治を祈禱せしむ。

【大乘寺文書】 石川郡

三九一

凶徒退治祈禱事、殊可被致精誠之狀如件。

觀應二年九月廿二日

大乘寺長老

(足利尊氏)
在判

九月。能登の士得江石王丸代長野家光、同國に於ける軍忠を具申して吉見氏頼の證判を求む。

【得江文書】

三九二

得江石王丸代長野彦三郎家光中軍忠事

右今年 觀應二年八月十八日、吉見參河守殿當國能州三引保赤藏寺被稻籠間、桃井刑部大輔直信以下凶徒押寄當陣、終日戰也。凡及御方難儀之間、爲後政於將軍家御方、九月十六日同國自天津、長左衛門尉秀信打出間、屬家光彼手、取三引保内曲松要害之處、凶徒等寄來當陣、日々合戰致無貳軍忠訖。

一、同十九日於三引南山寄來御敵等之間、拙合戰忠節

訖。
一、同廿日於三引山、寄來御敵山小田遠江掃部助之間、不借身命致戰功訖。
一、同廿一日押寄三引御敵城、捨壹命致散々合戰、追越凶徒等越中國之刻、家光被疵射訖。此等之次第、同所合戰之間、勝田左衛門五郎所令見知也。且被經御注進、且賜判形、爲備後證言上如件。

觀應二年九月 日

承 了 在判

十月二十日。足利直義、加賀郡佐那武兩社に倉部橋三の舊領を寄進す。

【天龍寺文書】 山城

三九三

寄 進

佐那武兩社

加賀國倉部橋三跡事

右爲天下泰平祈禱所附寄狀如件。

觀應二年十月廿日

沙 彌 在判
(足利直義)